

## 学校において予防すべき感染症（R6.4月現在）

### 1 第一種の感染症【出席停止期間の基準は“治癒するまで”】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ

### 2 第二種の感染症

【空気感染又は飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症】

出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められているが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

感染症の種類	出席停止期間の基準	症 状
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	悪寒、頭痛、高熱（39～40℃）で発症。頭痛とともに咳、鼻汁で始まる場合もある。全身症状として倦怠感、筋肉痛などがみられる。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	病初期から、連続して止まらない咳が特徴で、発熱することは少ない。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	発熱、鼻水などのかぜ症状や、口内の頬粘膜に白い斑点がみられる。再び高熱が出てきたときに赤い発しんが生じてくる。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	全身の感染症だが、耳下腺（耳の下）の腫脹が主症状で、顎下腺なども腫れる。
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで	ピンク色の発しんが全身に出現する。発熱とリンパ節の腫脹と圧痛を伴う。
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで	発しんは体と首のあたりから顔面に生じやすく、発熱しない場合もある。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	高熱（39～40℃）、のどの痛み、頭痛、食欲不振等が3～7日間続く。のどが赤くなり、頸部・後頭部リンパ節の腫脹と圧痛を認めることも。眼の症状としては、結膜充血、流涙、めやになどがある。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	初期は無症状であるが、その後、倦怠感、微熱、寝汗、咳などがみられる。さらに進むと高熱、おう吐、意識障害などがある。
髄膜炎菌性髄膜炎		発熱、頭痛、意識障害、おう吐。ときに劇症型感染症があり、急速に進行する。
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過するまで	のどの痛み、咳、鼻水、発熱で発症。味覚・嗅覚障害などが起きることもある。

### 3 第三種の感染症

【学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症】

出席停止期間の基準	感染症の種類	症 状
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	コレラ	突然の激しい水様性下痢とおう吐で始まり、脱水に至る。
	細菌性赤痢	発熱、腹痛、下痢、おう吐などが急激に現れる。
	腸管出血性大腸菌感染症	水様下痢便、腹痛、血便。
	腸チフス、パラチフス	持続する発熱、発しん（バラしん）などが出る。
	流行性角結膜炎	結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、めやに、耳前リンパ節腫脹などがおこる。
急性出血性結膜炎	結膜出血が特徴。結膜充血、まぶたの腫脹、異物感、流涙、めやに、角膜びらんなどがある。	

### 4 その他の感染症

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、**学校で通常みられないような重大な流行がおこった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの**として定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として、出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、以下に示した感染症は、子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきものというものではない。

### 5 手続きの方法について

- (1) 上記の感染症と診断され、主治医より出席停止の指示を受けた場合は、再登校の許可が出るまで休校し、再登校時に医療機関が記入した「治癒証明書」を学校に提出する。
- (2) インフルエンザと診断された場合は、医師に療養期間を確認の上、登校する際には保護者が記入した「インフルエンザ罹患報告書」を学校に提出する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医師に療養期間を確認の上、登校する際には保護者が記入した「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」と「健康観察チェック表」を学校に提出する。